

## 平成22年度公安調査庁が達成すべき目標に対する実績評価結果〈要旨〉

### 1 評価結果の概要

- (1) オウム真理教（以下「教団」という。）に対する観察処分の実施のため、団体規制法に基づき、教団施設に対する立入検査を実施した。また、教団から報告を徴取し、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原彰晃こと松本智津夫の影響力、危険な教義の保持等）を明らかにした。関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応では、関係地方公共団体の長から情報提供の請求を受け、請求から提供までの平均所要日数の短縮を達成した。
- (2) 国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析に注力し、情勢の変化に応じて柔軟に対応するとともに、緊急性の特に高い情報は随時、政府・関係機関へ直接提供した。公安調査庁ホームページにおいて、「最近の内外情勢」、「内外情勢の回顧と展望」及び教団に対する団体規制法の施行状況等に関する情報を掲載した。

### 2 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

- (1) 教団に対しては、教団施設が存する地域の住民等が依然として不安感を抱いており、今後もその不安感を払拭する必要がある。そのため、団体規制法の規定に基づき引き続き教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、調査結果の提供についても、提供先の関係地方公共団体からの要望に迅速に対応する必要がある。
- (2) 国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散の問題など、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題も依然として存在する。そのため、今後とも国内外の情報の正確・適時・迅速な収集・分析に注力した上で、情勢の変化に応じて柔軟に対応し、その時々々の情報ニーズに応じた情報を政府・関係機関に提供する必要がある。